平成２２年（フ）第７７７号
栃木県鹿沼市緑町２丁目１番29号
債務者　星野　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７８号
栃木県宇都宮市鶴田町453番地81　リバーハイツ東沢102、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字飯室482番地
債務者　山本　裕二
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２４号
岡山市中区高島新屋敷98番地16
債務者　奥村　順子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８６号
岡山市北区表町３丁目11番73号　サンライトビル401
債務者　難波　珠生
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０４号
岡山市中区今在家284番地１ハイツ今在家202号
債務者　森下千佐子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４８号
横浜市都筑区東山田町12番地３
債務者　佐々木美代子（旧姓荷田）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６号
石川県羽咋郡志賀町堀松５の２番地62
債務者　小谷　睦子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第５８６号
静岡県磐田市大久保737番地10
債務者　薩川壽美枝
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
静岡県磐田市富丘912番地
債務者　宇田　　歩
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
岡山市北区津高961番地
債務者　香西　芳一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２５号
岡山市北区津高961番地
債務者　香西　信子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９０号
岡山市東区松新町335番地５　ファーム・ビレッジＡ102
債務者　有道　美保
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２９号
岡山市北区立田118番地１
債務者　福水　百代
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８０号
栃木県宇都宮市東宿郷１丁目３番４号
債務者　植木　孝男
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９６号
青森市金沢３丁目３番30号　信田アパート５号
債務者　内藤都志子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係